道の駅内灘サンセットパーク
指定管理者募集要項

令和８年９月
内灘町企画振興課

目次

１．募集の目的……2

２．施設の概要……2

３．指定管理の条件等……2

４．申請者の資格要件……3

５．募集要項の配布等……4

６．応募の手続き……5

７．選定の方法及び基準……6

８．指定管理者の候補者選定後における手続き等……7

９．指定管理者の指定及び協定に関する事項……7

１０．指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項……8

１１．事業継続が困難となった場合等の措置……8

１２．業務の引継ぎ……9

１３．原状回復義務……9

１４．その他……9

１５．問い合わせ先……9

別紙１－１……10

別紙１－２……11

別紙２……12

別紙３……13

別記様式１……15

別記様式２……16

１．募集の目的

内灘町（以下「町」という。）が設置する道の駅内灘サンセットパーク（以下「本施設」という。）の効率的・効果的な運営を目指すため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び道の駅内灘サンセットパーク条例（平成 20 年 6 月 23 日条例第 16 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

２．施設の概要

（１）施設名称

道の駅内灘サンセットパーク

（２）所在地

石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 4 番地 1　他

（３）設置目的

本施設は、道路利用の休憩時に町の観光資源をＰＲするとともに、地場産の野菜や特産品の販売等を通じ、地域活性化を図ることを目的とします。

（４）開設時期

平成 20 年 7 月

（５）管理施設

- 敷地面積　7,902.19 ㎡
- 建物面積　　266.78 ㎡（※ 店舗部分及び便所の計）

各仕様・用途や面積等については、「別紙１－１　管理施設一覧」「別紙１－２　管理施設平面図」をご確認ください。ただし、本施設の敷地には、町所有地のほかに国有地が含まれており、指定管理者は、全ての施設を管理します。

３．指定管理の条件等

（１）指定及び指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。ただし、施設の改修や資本の投下等特別な事情がある場合、指定期間延長の提案も可能としますので、事業計画書に明記してください。なお、指定管理者の指定及び指定期間は、12 月に開催する町議会の議決を経て、正式に決定します。

（２）指定管理料

無料

（３）経費負担等

① 町が負担する費用

「別紙２　リスク分担表」のとおり

② 指定管理者が負担する費用及び予想される収支

≪収入≫

物産品販売・飲食物販売・イベント等の開催に伴う売上

≪支出≫

「別紙２　リスク分担表」の事項、内装工事等開業にかかる費用、既存設備の維持管理費、仕入原価、人件費、販売促進費、納付金、消耗品費、光熱水費、修繕料、通信料（電話、インターネット回線)、損害賠償保険　等

③ 納付金

本施設での営業利益の一定割合を納付金として町に支払うものとします。その割合については、営業利益の 3%を基準としますが、それ以外の提案も可能としますので、運営収支計画を事業計画に明記してください。

（４）管理運営に関する条件

① 開館日

地域振興施設については 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までを休館日とし、他の施設（多目的広場、便所、駐車場）については年中無休とします。ただし、災害等やむを得ない事由が生じた場合は、この限りではありません。

② 開館時間

地域振興施設については午前 10 時から午後 7 時までとし、その他の施設については 24 時間利用可能とします。

なお、町長が認めた場合は、開館日及び開館時間の変更ができます。

（５）指定管理者が行う業務

① 町内地場産業の振興、発展に関すること。
② 農林水産物及びその加工品の直販に関すること。
③ 地域特産品の展示、販売に関すること。
④ 多目的広場の運営に関すること。
⑤ 地域情報の提供に関すること。
⑥ イベントに関すること。
⑦ 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要なこと。

（６）業務の再委託の制限

① 指定管理者は、業務全部または業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。
② 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとする場合は、あらかじめ町長の承認を得なければなりません。

４．申請者の資格要件

応募をする者は、次の全てに該当することが必要です。

（１）法人、その他の団体であること。
（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者であること。
（３）町から指名停止措置を受けていないこと。

（４）地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。

（５）税金等の滞納がないこと。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは更生手続き開始の決定があった者でないこと。

（７）法人等の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団体に所属する者

５．募集要項の配布等

（１）募集要項

① 配布期間　令和 8 年 9 月 7 日（月）～令和 8 年 10 月 20 日（火）

② 配布方法　町公式ホームページからダウンロード

③ ホームページ　https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/kikaku/25851.html

（２）説明会の実施

① 日　　時　令和 8 年 9 月 18 日（金）14 時～

② 場　　所　内灘町役場 3 階 301・302 会議室

③ 内　　容　募集要項、施設概要の説明　等

④ 申込方法　「別記様式１　説明会参加申込書」を電子メールまたは FAX でご提出ください。なお、参加人数は、各団体 2 名以内とします。

⑤ 申込期限　令和 8 年 9 月 14 日（月）

⑥ そ の 他　説明会においては質疑を受け付けません。次項によりお願いします。

（３）質問の受付

募集要項等に関する質疑は、次のとおり受け付けます。

① 受付期間　令和 8 年 9 月 7 日（月）～令和 8 年 9 月 30 日（水）

② 受付方法　「別記様式２　申請に関する質問書」を電子メールまたは FAX でご提出ください。

（４）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和 8 年 10 月 15 日（木）までに電子メールまたは FAX で回答します。

（５）担当部局

各種書類の提出先、質疑先及び受付期間は次のとおりとします。

- 所　　属　内灘町都市整備部企画振興課
- 住　　所　〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1
- 電　　話　076-286-6727

- ＦＡＸ　　076-286-6709
- E-Mail　　kikaku@town.uchinada.lg.jp
- 受付期間　　土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

６．応募の手続き

（１）申請書類（様式別添）

申請には、下記の書類を提出してください。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

① 指定管理者指定申出書（様式第１号）

② 事業計画書（様式第２号）

③ 収支予算書（様式第３号）

④ 申出団体概要調書（様式第４号）

ⅰ）法人にあっては当該法人の登記事項証明書、定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料を添付してください。

⑤ その他町長が必要と認める書類

ⅰ）貸借対照表、損益計算書（または収支計算書)、その他団体の財務状況を明らかにする書類（過去2事業年度分）及び申請時における財産目録

ⅱ）直近1年間の国税（所得税、法人税、消費税)、都道府県税及び町内に本支店を有する者については、直近3か月以内に取得した町税全般の滞納がないことを証する書類

（２）提出部数等

正本１部（原本)、副本（コピー可）９部

（３）提出方法及び提出期間

① 提出方法　　紙媒体にてご郵送またはご持参ください。

② 提出期間　　令和8年9月7日（月）～令和8年10月20日（火）

③ 提出場所　　５の(5)に同じ

（４）申請に関する留意事項

① 提出された書類に虚偽または不正があった場合は失格とします。

② 提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 提出された書類は返却しません。

④ 提出書類は、指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。

⑤ 提出書類は、選定委員会での審査のため必要に応じ複写しますが、審査終了後町の責任において速やかに破棄します。

⑥ 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。ただし、非公開とすべき事項を除きます。

⑦ 申請書類提出後に申請を取り下げる場合は、「様式第５号 指定管理者指定申出取下届」を提出してください。

⑧ 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

＜参考＞募集から審査までの手順とスケジュール

内容	日程
指定管理者募集要項の配布	令和 8 年 9 月 7 日（月）から 令和 8 年 10 月 20 日（火）まで
説明会	令和 8 年 9 月 18 日（金）
募集内容に関する質問の受付	令和 8 年 9 月 7 日（月）から 令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
質問に対する回答	令和 8 年 10 月 15 日（木）まで
応募の受付	令和 8 年 9 月 7 日（月）から 令和 8 年 10 月 20 日（火）まで
一次審査（提出書類により審査）	令和 8 年 10 月下旬～11 月上旬
二次審査 （応募団体によるプレゼンテーション）	

7．選定の方法及び基準

（1）選定の方法

指定管理者の候補者の選定審査は、選定委員会において行います。

審査方法は、提出書類により一次審査（書類審査）を行い、一次審査を通過した場合、二次審査（提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション）を行います。なお、プレゼンテーションの時間、場所等については、提出期限後に別途通知します。

（2）候補者の選定及び選定結果の報告

選定委員会は、提出書類と応募団体ヒアリングの結果を基に、内灘町公の施設指定管理候補者選定委員会設置要綱（平成 22 年 11 月 26 日告示第 67 号）の定めるところにより、審査・選定のうえ、候補者等を町長に報告します。また、選定結果として申請者名、審査結果の概要等の公開をする場合があります。

（3）候補者の決定および通知

町は、選定委員会による選定結果を尊重して指定管理者の候補を決定し、全応募団体に結果を文書で通知します。

（4）審査対象からの除外

① 審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
② 選定委員会委員に個別に接触した場合
③ 提出書類に虚偽または不正があった場合
④ 募集要項に違反または著しく逸脱した場合
⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
⑥ その他不正な行為があった場合

（5）再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者としない事情が生じた場合は、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

８．指定管理者の候補者選定後における手続き等

（１）候補者との協議

町は、指定管理者の候補者と対象施設の管理運営業務の細目について協議を行い、協議が調った場合には、その内容を仮協定（確認書）として締結を行います。

（２）選定の取り消し

候補者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき、または、社会的信用を失墜するなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない、または、協定を解除することがあります。

９．指定管理者の指定及び協定に関する事項

（１）指定管理者の指定

町は、指定管理者の候補者に選定された団体について、12 月に開催する町議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定します。

（２）協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、指定期間における道の駅内灘サンセットパーク管理に関する基本的な事項を定めた「基本協定書」及び各年度（4 月 1 日または指定日から翌年 3 月 31 日まで）に締結する詳細事項を定めた「年度協定書」を町と締結していただきます。

基本協定及び年度協定の主な内容（予定）は、次のとおりです。

＜基本協定＞

① 管理業務の内容・範囲・実施条件、事業年度等
② 遵守事項
③ 指定管理料、納付金に関する事項
④ 管理業務に関するリスク分担に関する事項
⑤ 事業計画書の提出に関する事項
⑥ 定期報告事項
⑦ 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
⑧ 事業報告書の提出に関する事項
⑨ 秘密保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
⑩ 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
⑪ 指定取り消し等に関する事項
⑫ 損害賠償に関する事項
⑬ 指定期間の更新、施設等の引渡し、管理業務の引継ぎ等に関する事項
⑭ 災害発生時の施設使用に関する事項

⑮ その他

＜年度協定＞

① 管理業務の内容に関する事項

② 指定管理料、納付金に関する事項

③ その他

（3）協定後の留意事項

① 指定管理者の指定を受けた団体が、基本協定の締結までに地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に規定する指定の取消しの処分を受けた場合、または関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがあります。

② 協定を締結した後、指定管理者の責めに帰するべき事由で基本協定を解除した場合は損害の範囲内で双方協議のうえ、賠償金を町に納入していただきます。

１０．指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

（1）事業計画書及び事業報告書の提出

指定管理者は、基本協定に基づき事業計画書及び事業報告書を作成し、町に提出していただきます。

（2）業務報告の聴取等

町は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況等に関し、定期的な報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地調査し、または必要な指示をすることができます。

（3）責任分担

「別紙２ リスク分担表」で示すほか、経費負担の詳細については、必要に応じ協定書で定めるものとします。

（4）損害賠償

指定管理者は、故意または過失により、道の駅内灘サンセットパークの施設または設備をき損し、または滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならなりません。

（5）第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

（6）保険への加入

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な保険等に加入するものとします。

１１．事業継続が困難となった場合等の措置

（1）指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町長は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。その場合において、指定

管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負いません。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次のとおりです。

① 指定管理者の業務実施に際し、不正行為があった場合

② 指定管理者が虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだ場合

③ 協定の内容を履行せず、またはこれらに違反した場合

④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申し出があった場合

（２）不可抗力等による場合

風水害や地震等により不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりませんが、不可抗力その他町または指定管理者の責めに帰することのできない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について町と協議することができるものとします。

協議の結果やむを得ないと判断された場合、町長は指定の取消しを行うものとします。

１２．業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了したとき（指定期間の満了後、引き続き指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、町が指定する期日までに、町が指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければなりません。

１３．原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したとき（指定期間の終了後、引き続き指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、町が指定する期日までに、管理物件を原状に回復し、町が指定する者に引き渡さなければなりません。

１４．その他

（１）個人情報の取扱い（「別紙３　個人情報の取扱いに係る特記事項」参照）

指定管理者は、内灘町個人情報保護法施行条例（令和５年３月 17 日条例第１号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければなりません。

（２）指定管理者は、法人に係る町民税等の納税義務者となる可能性があります。

（３）その他業務の実施条件等

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金、指定または指定取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取り決めについては、協定で定めるものとします。

１５．問い合わせ先

住　　所　　〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学１丁目２番地１

担当部署　　内灘町都市整備部企画振興課

電　話　　076-286-6727　／　ＦＡＸ　　076-286-6709

E-mail　　kikaku@town.uchinada.lg.jp

別紙１－１

管理施設一覧

１．敷地及び建物について

区分	施設名	仕様・用途	面積
敷地	多目的広場	緑地、アスファルト舗装、タイル敷き 通路、スロープや供用スペースとなります。	4,413.69 ㎡
	駐車場	アスファルト舗装 大型車 3 台、普通車 43 台、障がい者スペース 1 台、 水銀灯（250W）7 基 砕石舗装 普通車 35 台	3,488.50 ㎡
	敷地　計		7,902.19 ㎡
建物	地域振興施設	①　鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建（店舗部） 給排水（町上下水道）、空調設備、太陽光パネル	72.00 ㎡
		② 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建（通抜ホール部） 太陽光パネル	41.35 ㎡
		③ 軽量アルミポート（折板葺平屋建）（店舗部）	119.00 ㎡
	便所	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 男子：小便器×2、洋式×1 女子：洋式×2 身障：洋式×1 太陽光パネル	34.43 ㎡
	建物　計		266.78 ㎡

２．敷地の区分について

区分	地　番	面積	面積計
町有地	石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 4 番 1(一部)	2,816.36 ㎡	4,511.28 ㎡
	〃　大学 1 丁目 5 番 3(一部)	813.67 ㎡	
	〃　大学 1 丁目 6 番 1	750.84 ㎡	
	〃　大学 1 丁目 7 番(一部)	128.30 ㎡	
	〃　大根布 4 字 21 番 4(一部)	2.11 ㎡	
国有地	石川県河北郡内灘町字大根布 8 字 1 番 1(一部)	3,390.91 ㎡	3,390.91 ㎡
合　計			7,902.19 ㎡

３．付帯構造物その他について

付帯構造物	休憩所	軽量アルミポート（休憩スペース）
	四阿	木製（休憩スペース、小ステージ）
その他	太陽電池時計	太陽電池により稼動する電波時計
	EV 充電器	EV（電気自動車）急速充電器
	AI 体温検知カメラ	AI 体温検知カメラ２台

別紙１－２

管理施設平面図

別紙２

リスク分担表

項目	内容	負担者	
		町	指　定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う運転資金への影響		○
施設競合	施設競合による利用者の減		○
需要変動	当初の需要見込と異なる状況		○
運営費の膨張	町以外の要因による運営費の膨張		○
施設・設備の損傷等	施設、機器等の損傷（1 件 30 万円未満のもの）		○
	施設、機器等の損傷（1 件 30 万円以上のもの）	○	
	施設等の大規模な修繕	○	
	管理上の瑕疵によるもの		○
損害賠償	管理上の瑕疵によらない施設・設備備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	○	
	指定管理者の責による施設管理または運営上の瑕疵による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
保険	建物の火災保険への加入	○	
	盗難、利用者等に係る保険等への加入		○

※ 本表に定める事項で疑義のある場合または本表に定めのない事項については、内灘町と指定管理者で協議のうえ決定します。

別紙３

個人情報の取扱いに係る特記事項

（趣旨）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（取得の制限）

第３　受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（適正管理）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。

（複写又は複製の禁止）

第６　受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第７　受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

２　受注者は、発注者の承認により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

（資料等の返還）

第８　受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若くは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに発注者へ返却しなけ

ればならない。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第９　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を発注者に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

（調査）

第１０　発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況について、随時調査できるものとする。

（指示）

第１１　発注者は、受注者がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

別記様式１

説明会参加申込書

１．日時　　令和８年９月１８日（金）１４時～
２．場所　　内灘町役場　３階　３０１・３０２会議室

道の駅内灘サンセットパーク指定管理者募集に伴う説明会に、下記のとおり参加します。

団体名（フリガナ）	
所在地	〒
代表者 役職・氏名	
参加者氏名（フリガナ） （担当者） ※２名以内	
担当部署	
電話番号	
ＦＡＸ	
Ｅ－Ｍａｉｌ	

（送付先）　内灘町都市整備部 企画振興課
〒９２０－０２９２
石川県河北郡内灘町字大学１丁目２番地１
ＦＡＸ　　０７６－２８６－６７０９
E-mail　　kikaku@town.uchinada.lg.jp

≪申込期限　　令和８年９月１４日（月）≫

別記様式２

申請に関する質問書

令和　　年　　月　　日

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話・ＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ｅ－Ｍａｉｌ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

道の駅内灘サンセットパークの指定管理者募集について、下記のとおり質問します。

項　　目	（募集要項・ページ・項目）
内　　容	

※ 質問事項一問につき本様式１枚を使用し、簡潔に記載してください。

（送付先）　内灘町都市整備部 企画振興課
〒９２０－０２９２
石川県河北郡内灘町字大学１丁目２番地１
ＦＡＸ　　０７６－２８６－６７０９
E-mail　　kikaku@town.uchinada.lg.jp

≪受付期間　　令和８年９月７日（月）～９月３０日（水）≫